

○岩佐委員長 続けて、企画総務委員会新たに送付されました送付7-27、「千代田区職員等公益通報条例の対象者拡充および黒塗りにされた有資格者情報の不適切な情報公開について」の陳情が送付されました。お手元に陳情書の写しをお配りいたしましたのでご確認ください。陳情書の朗読は省略いたします。

本件陳情審査に当たってまず確認をいたします。本陳情は理由以下のところに、所管の対応に關すること等様々書いてありますけれども、個別具体的な話は当委員会での陳情審査に当たってはなじまないので、件名にある千代田区職員等公益通報条例の対象者拡充について、そして情報公開に関しては、区における情報公開の一般的な対応についてということで本件陳情は審査いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、本陳情について執行機関から情報提供がありましたらお願ひします。

○村木政策経営部長 それでは、本件陳情について私のほうから少し情報提供をさせていただきます。

こちらの陳情された方が指摘されておりますように、新宿区公益通報に関する条例についてですが、確かにこちらの新宿区の条例では、指摘のとおり、新宿区民も通報ができるものとして規定されています。一方で、新宿区の条例では、通報対象事実については公益通報者保護法に規定の通報対象事実、それから犯罪行為の事実、それから監査請求の対象となる事実など、規則で定めるものと限定的なものとなっており、この点については千代田区の公益通報条例では違法な事実のほか、不当な事実まで通報対象事実に広く含めておりますので、千代田区の公益通報条例のほうがより広範な通報が可能というふうになってございます。

それから、千代田区の公益通報条例につきましては、いわゆる内部告発者保護のための制度でありまして、雇用関係などにある者が通報により不利益な取扱いを受けることがないようにすることを第一の目的としております。そのため、通報ができる者、通報により不利益を受けるおそれのある者、職員や派遣労働者、事務受託者などに限定しているところでございます。

それから、通報者に含まれない区民等が区の処分に不満がある。例えばこちらにございますように情報公開請求をされた場合に、その公開内容が公開されないことが違法であるとか、そういった処分についての不満があるとか、そういう場合につきましては、審査請求やオンブズマンなど、ほかにも様々な制度や窓口がありますので、千代田区においては公益通報者保護制度は主に内部告発者保護の制度としてより広範な事実についての通報が可能となるようにしている反面、そのほかの者による通報については、その他の制度による救済を図っていくという、そういった制度の立て方をしているということでございます。

ご説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。委員の皆さんから執行機関に確認したいことはございますか。ないの。ない。

すみません、私から1点いいですか。新宿だけじゃなくて、大阪なんかがすごくこの公益通報できる人が住民であるというところが幾つかあると思うんですけれども、そういうことによって、メリット、デメリットがあると思うんですけども、もしそういうのが分

かれば教えていただけますか。

○村木政策経営部長 先ほども多少申し上げましたが、この通報者の中に区民とか、そのほかいわゆる労働者じゃないような方も含めるという場合に、その場合の一つのメリットとしては、やはり通報の対象が広がるということで、より通報、不正が隠されるようなことがなくなるという、そういうったメリットがあると思います。反面、デメリットといったしましては、そうしたことによって、この制度の本来の意義、通報者保護という不利益を受けないという本来の意義が多少薄れてしまうということと、あと、実際実務的な問題といったしましては、そういうた例えば先ほど例に挙げました情報公開、これに対する不服、それについても通報ができますよというふうにしてしまうと、そちらはそちらで審査請求もできますので、二つの手続が並行してしまうと。これは非常に手續が複雑になるというか、双方で矛盾とかが生じる可能性もありますので、そのところの整理が必要になると。恐らく新宿とかはそういうことも考えた上で対象事実を犯罪行為とか、そういうものに限定しているということだと思います。ですから、千代田区ももしそういった対応を取るのであれば、例えは新宿区と同様に対象を限定するとか、そういう方向に考えざるを得ないかなと思うんですけど、ただ、それをしまいますと、千代田区の公益通報制度のよさがなくなりますし、今後のこと、これについてはいろいろ見直し等を考えているところでございますが、今後のことを考えると、やはり対象事実は違法とかに限らず不当とかそういうものを含めて広く捉えたほうがいいのかなと。を考えますと、やはり公益通報とその他の通報、ここは少し分けたほうがいいのかなというふうには私どもは考えているところでございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。私もちょっと読んだ感じでは、大阪だと3,000件とか4,000件とか。とんでもない数が来るということで、そのほとんどがいわゆるクレームだったりとか、クレームですらないものもたくさんあるということで、本当に普通の区民窓口制度にちょっとなってしまって、実際の大事な通報が埋もれてしまうということもあるとは聞いているんですけども、分かりました。それはすごく条例の趣旨としては全然違うということで理解しました。

ほかに何か、皆さんの中でもございますかね。

○はやお副委員長 よく分かりました。やっぱり趣旨とか、何をこの条例によって網をかけているのかというのを理解しましたので、ただ、あと一つ、新宿区との違いも先ほどの説明で十分分かりましたが、他の自治体でこの類する区民の公益通報の対象としているところってあるのかないのか。だからかなり新宿区のケースは異例なんですが、あるのかないのか、なければないでいいんです。ただ、ちょっとその辺の実態だけ確認したい。

○村木政策経営部長 幾つあるというのはちょっと私どもで把握してございませんが、先ほど委員長のほうからご指摘がありました、新宿以外にもやはりこういった制度のつくり方をしているところは存在しております。

○はやお副委員長 ああ、そうか。まあいいや。はい。

○岩佐委員長 ほかに何かこの件についてございますか。

それから、この陳情の後段の情報公開請求、こちらについても黒塗りだったということが書いてありますけども、これも運用の中でしっかりやっているんでしょうか。すみません。ちょっとご説明いただければと思います。

○村木政策経営部長 ちょっと個別の事例としてそれが適正かどうかというのはその事例が具体に出てこないと判断できないところなんですけど、情報公開につきましても、我々としては制度所管としてきちんと現場のほうが制度に従って運用しているかどうかというのはチェックしながらやっておりますので、適正な運営がなされているものというふうに認識してございます。

○秋谷委員 ガイドラインがあるって書いてある。そのガイドラインというのは別に全国的に見て千代田区だけすごい特質なガイドラインを定めているというものではなくて、ちゃんと全国に通じるというか、みんなが使っているようなものを使っているんでしょうね。

○村木政策経営部長 このガイドラインというのがちょっと何を指し示しているのかちょっと分からんんですが、千代田区のコンプライアンス・ガイドラインだと。すみません。千代田区のコンプライアンス・ガイドラインに記載されたとございますので、千代田区のコンプライアンス・ガイドラインの中で情報公開を推進し区民等への説明責任を果たしますということを挙げてございますので、それに反するのではないかというご主張かと思いますけど、先ほど申し上げたように、我々としてはきちんと制度の趣旨に従って運営しているという認識でございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

それでは、この陳情の取扱いについて皆さんにお諮りしたいと思うんですけれども、私からじゃあ提案させていただきたいと思います。公益通報、私ちょっと幾つか質問させていただきまして、公益通報制度の通報ができる方の範囲を広げるということがそもそもこの条例の趣旨とはちょっと変わってくるということがちょっと先ほども確認できましたし、また、情報公開制度については、今、委員からも質疑がございましたけれども、開示、不開示の判断は所管課において条例でしっかりと適正に運用していただいているということもちょっと確認しております。開示内容に不服がある場合ですとか審査に不服がある場合はオンブズマン制度ですか、様々な不服申立ての制度があるということもありますから、そういうことをしっかりと担保していただいて、今回のこの陳情に関しましては議事録をもって陳情者にお返しするということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。それでは、以上で、送付7-27、「千代田区職員等公益通報条例の対象者拡充および黒塗りにされた有資格者情報の不適切な情報公開について」の陳情の審査を終了し、日程1、陳情審査を終了いたします。